

令和3年1月15日

福島県中小企業団体中央会会长 殿

就職氷河期世代活躍支援  
ふくしまプラットフォーム座長  
福島労働局職業安定部長



### 就職氷河期世代の積極的な採用について

本県の労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年から世界各国で感染が拡大している新型コロナウィルス感染症は、県内においても生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしております、深刻な状況が続いております。

本県においても昨年末に福島市などでクラスターが頻発するなど、今後も再び感染が拡大する可能性もあり、先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いております。

こうした中、福島県の令和2年11月の有効求人倍率は1.17倍と前月を0.01ポイント下回るなど、なお弱まりの動きがみられ、特に新規求人数については、国の緊急事態宣言が出された令和2年4月以降は平均で20%の減少で推移（前年同月比）しており、雇用失業情勢は余談を許さない厳しい状況が続いております。

さて、就職氷河期世代は、バブル経済崩壊後の景気低迷期である、平成5年～16年頃に学卒期を迎えること、企業が採用を大幅に手控えた影響もあって正規雇用を希望しながらも非正規雇用や派遣などの不本意な雇用にある方、長期間無就業状態にある方などがあり、その数は全国で約100万人（福島県内には約3万3千人）いるものと見込まれております。

国においては「就職氷河期世代支援プログラム」として今後3年間の集中的な取組を実施することになり、このため福島労働局では、福島県域における就職氷河期世代の支援に取り組む気運の醸成、就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめと各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、関係機関、経済団体、支援団体等を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援ふくしまプラットフォーム」を昨年7月10日に設置させていただきました。

我が国経済は、新型コロナウィルス感染症の影響により悪化しており、極めて厳しい状況にあります。今後、さらに新型コロナウィルス感染症による経済活動の低迷が長期化することとなれば、就職氷河期世代の就職・正社員化がより難しくなることが懸念されております。

このため、国、県、市町村におきましては、関係機関と連携をしながら総力を挙げて雇用対策に取り組んでおりますが、何より実際に雇用の場を提供いただく企業の方々のご理解とご協力が不可欠であります。

貴団体におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、下記の事項について傘下企業の皆様にこの趣旨を周知いただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1 就職氷河期世代の積極的な採用について

労働者の募集・採用の際に、原則として、求人に年齢制限を設けることは禁止されていますが、就職氷河期世代に限り、年齢（35歳以上54歳以下）を限定して募集や採用することが可能となりました。（令和5年3月31日までの措置となります。）

就職氷河期世代対象求人は、限定求人（就職氷河期世代に限定する（募集年齢を35歳以上54歳以下に限定）する求人）と歓迎求人（年齢不問求人で就職氷河期世代の応募を歓迎する求人）の2種類があります。

いずれも求人も下記の要件を満たす必要がありますが、ハローワークでは、限定求人・歓迎求人を積極的に求職者に提供してまいります。

就職氷河期世代の採用に向け、就職氷河期世代対象求人のハローワークへのご提出につきましてご配慮をお願いいたします。

#### 【要件】

- ・期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ・経験等不問の求人であること。
- ・就職氷河期世代の限定もしくは歓迎求人であることを分かること。
- ・選考方法は「面接」のみとするよう努めること。

#### 【参考】 就職氷河期世代活躍支援の際に、ご利用いただける主な助成金

##### ■ 求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試行雇用する場合は、事業主は「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。

- ・支給額 月額4万円（×3ヶ月）

##### ■ 正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験の無い方や、正社員経験の少ない方（非正規労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給を受けることができます。

- ・支給額 対象労働者1人あたり 計 60（50）万円 ※（ ）内は中小企業以外

なお、対象となる求職者については、それぞれ要件が異なりますので、詳細については、お近くのハローワークでご確認ください。



就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さんへ

さまざまな方法で  
就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の  
募集や採用が可能になりました

- ✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、**就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）に限り、募集や採用することが可能になりました！**
  - ・ 不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
  - ・ 期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人の条件にしない場合に限ります。
  
- ✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能となりました。
  - ・ ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
  - ・ 令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020214政01